



令和8年度 国分寺東小学校「いじめ防止基本方針」について

学校生活の中で、保護者の皆様が心配なこととして、学習面や生活面、そして友達との関係があるかと思えます。学校は人との関わり方を学ぶ場所でもあります。「いじめ」については、今までもHPに掲載してきました「いじめ防止基本方針」に基づき、対応しています。保護者の皆様に、より理解していただきたく、コンパクトにまとめた内容を下記に掲載いたしました。

児童は、まだまだ未成熟な面があり、日々少しずつ成長をしていくものかと考えます。時にはイライラした気持ちをぶつけてしまったり、意図せず相手に嫌な思いをさせてしまったりすることもあるかもしれません。学年に応じて児童同士で解決できる力を育てていくことも必要かと考えています。お子様のことで心配なことがありましたら、小さなことでもかまいませんのでご相談ください。

今後も本校の「いじめ防止基本方針」に従い、いじめの未然防止及び早期発見、迅速な対応を行い、保護者の皆様や地域の方のお力もお借りしながら、児童が安心して学校生活を送れますよう、教職員一同努力して参ります。本年度も本校教育への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

国分寺東小学校「いじめ防止基本方針」について

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

〔平成25年9月28日試行「いじめ防止対策推進法」より〕

(2)いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そしていじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(3)いじめを未然に防止するための取組

- ①教職員による「いじめ」に関する研修→いじめ防止等対策会議
- ②道徳教育及び人権教育の充実
- ③学級活動等による望ましい人間関係づくり
- ④ネットや端末などの適切な使い方の指導
- ⑤教育相談、いじめに関するアンケートの定期的な実施
- ⑥教育相談(年3回)の実施
- ⑦保護者との個人面談の実施
- ⑧児童の日々の観察及び保護者からの情報提供

(4)いじめへの対応

- ①客観的な事実関係の把握の上、直ちにいじめ防止対策会議による対応方針の決定、組織的対応
- ②双方保護者への連絡・対応
- ③いじめ解決への指導・支援（校内教育支援センター「ほっとルーム」の活用 オンライン学習の活用など）
- ④他機関との連携（PTA 学校運営協議会 市教育委員会 市こども家庭センターなど）
- ⑤警察に相談・通報することが妥当・必要な場合には、相談・通報の上、警察と連携して対応

※いじめの解消については、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいる状態であり、かつ、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないなど、本人及びその保護者に対する面談により確認された場合に、「解消」とする。

(5)重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月文部科学省」により適切に対応する。

①重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に甚大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより、児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ウ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

②重大事態の報告

- ア 対策会議が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会へ報告する。
- イ 学校の重大事態への対処・調査等は、教育委員会の判断、支援・指導による。